

「かんぼの郷庄原」の取得について

1. 令和3年6月28日 議員全員協議会以降のこれまでの経過

時期	日時	内容
令和3年	6月28日	議員全員協議会において、市による取得を判断した旨を表明
	7月7日	日本郵政株式会社に対し、取得に係る要望書を提出
	8月29日～ 9月30日	「かんぼの郷」が新型コロナウイルス感染症の影響により臨時休館
	9月28日	市議会9月定例会において、取得経費等1億806万円の補正予算議決
	10月14日	日本郵政株式会社と共に現地確認

令和3年6月28日に開催された議員全員協議会において、6月定例会における一般質問での議論に加え、各種団体及び市民等からの意見聴取に寄せられた意見・提案の内容を踏まえ、「かんぼの郷庄原」を公の施設として市が所有し、管理運営を行うことが最適であると判断し、正式に市が取得する手続きに入ることを表明した。

以後、7月7日には日本郵政株式会社（以下「日本郵政」という。）に対し、取得に係る要望書を提出し、取得価格交渉を含め、折衝を継続してきた。

そうした中、庄原市議会9月定例会において、施設取得に要する経費等の補正予算として1億806万円が議決された。

2. 今後の予定

(1) 施設等の取得について

令和3年11月4日、これまでの交渉経過に加え、10月14日に日本郵政と共に実施した現地確認等も勘案して決定した取得見積価格について、日本郵政に提示する予定としている。

以降、日本郵政の売却予定価格が本市の見積価格以下であった場合、「かんぼの郷庄原」に係る不動産売買仮契約を締結した後、11月19日に開会の市議会11月臨時会において、財産取得に関する議案を提出の予定である。

また、同臨時会には、「かんぼの郷庄原」取得後、公の施設としての設置及び管理について定める条例案についても、議案提出の予定である。

なお、「かんぼの郷庄原」は令和3年12月20日の営業をもって閉館し、12月21日に施設引き渡しを受ける予定としている。

(2) 施設・設備修繕等について

施設・設備の修繕については、閉館中でなければ実施が不可能な施設修繕・更新等工事及び宿泊施設や入浴施設についての設備等の刷新を優先的に実施する。

なお、関連予算案は市議会12月定例会に提出予定である。

(3) 管理運営について

施設取得後の管理運営は、指定管理者制度を予定しており、設置及び管理条例案の議決後、12月定例会での指定管理者候補者の指定議案提出を予定している。

3. ラフスケジュール

令和3年11月4日	「かんぼの郷庄原」購入に係る見積書を日本郵政に提出
11月中旬	「かんぼの郷庄原」購入に係る売買仮契約を締結
11月19日	財産取得議案及び設置及び管理条例案を提出
11月下旬	12月定例会において関連補正予算案等提出
12月20日	「かんぼの郷庄原」営業終了（予定）
12月21日	施設引き渡し（予定）、以後閉館
12月～令和4年3月	運営開始準備
3月～4月（予定）	市の施設として運営開始